

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第12号

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学施設管理規程（2019年4月規程第85号）の一部を次のように改正する。

（改正前）				（改正後）			
（施設管理権の委任）							
<p>第4条 理事長は、施設（<u>図書情報センターを除く。</u>）の管理に関することを法人本部長に委任する。</p>				<p>第4条 理事長は、施設（次に定める施設を除く。）の管理に関することを法人本部長に委任する。</p>			
<p>2 理事長は、<u>図書情報センター</u>の管理に関することを図書情報センター長に委任する。</p>				<p>(1) <u>図書情報センター</u></p> <p>(2) <u>教育棟北館（LL教室及び情報処理室に限る。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前項各号に掲げる施設</u></p>			
別表（第5条関係）							
学生の使用する場所		学生の使用する時間	休館日				
略	略	略	略				
教育棟北館	看護実習室，調理実習室及びLL教室	略	略	及び調理実習室			
	情報処理室	略	(1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日				

			日から翌年の1月3日までの日						
			(4) <u>法人本部長が施設の管理上必要があると認める日</u>						<u>図書情報センター一長</u>
<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>		<u>LL教室</u>	午前8時45分から午後8時まで（長期休業期間については、午前9時から午後5時まで）	(1) <u>土曜日及び日曜日</u> (2) <u>祝日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> (4) <u>図書情報センター一長が施設の管理上必要があると認める日</u>		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。